

個人情報保護委員会 御中

2021 年 1 月 25 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」についての意見

公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。①週末電話相談・電話相談 110 番の実施、②適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等に対する差止請求、③消費生活相談員のレベルアップのための各種研修等の実施、④消費者への啓発活動の実施、⑤各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安全安心な暮らしを守ることを目指しています。

コロナ禍において、デジタルの必要性、利便性を実感しましたが、同時に、個人情報の取扱い、AI への利用のリスクについても意識する必要があります。

このたび、「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」について、賛成いたします。その上で、消費生活相談員の団体として、以下のとおり、意見を申し述べます。

1 漏えい等報告・本人通知について

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人通知を義務化することについて賛成します。

テクノロジーの急速な進化に伴い、今後も大規模な漏えいの発生の可能性は否定できません。そのような場合に、一刻も早く本人への通知をしていただきたいと思います。漏えい等報告・本人通知の対象となるものとして、要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある場合、故意によるもの、1000 人を超える漏えい、漏えいのおそれのあるものとされていますが、個人情報の漏えいは、個人の権利利益を害するおそれだけでなく、メールアドレスを利用した架空請求メールの送信や、トラブルに巻き込まれるなど、個人の平穏な生活を脅かすおそれもあります。そのような場合に、できるだけ早く本人に通知することで、本人が自衛策をとることが可能となります。

対象となるものとして、個人の平穏な生活を脅かすおそれのあるものを加えていただくよう要望します。

また、本人への通知は、リスクを避けるために早急に措置をとる必要があることを記載しなければ、個人の行動に繋がりません。漏えいの事態とともに、本人がとるべき措置を具体的にわかりやすく記載することを、ガイドライン等で定めていただくことを要望します。

加えて、事業者は、漏えいにより損害を被った場合の補償についても説明をする必要があると考えます。

2 仮名加工情報について

データとしての有用性を個人情報と同程度に保ち、イノベーションの促進を図るという目的は理解しますが、個人は、基本的に個人情報を取得されることを望んでいません。匿名加工情報、仮名加工情報については、そもそも、その加工技術のレベルについて不安があり、個人の特特定が不可能になるとは限らないのではないかという懸念がぬぐえていません。

加えて、仮名加工情報は、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる情報です。個人を識別できないようにする措置が不十分であったり、他の情報と照合して分析するなどして個人情報を復元することが技術的に可能であることから、実質的には大量の個人情報が流通することになったり、プライバシー侵害を生ずる可能性があります。

事業者が加工するに際して、一定以上のレベルに加工基準を保つこと、仮名加工情報に係る削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置の基準等を具体的に明確に定めること、さらに、加工方法や削除情報の取り扱いについての確認や評価、その結果に対しての必要な措置を厳しく講じていただくことを要望します。

さらに、仮名加工情報に加工すれば個人情報ではなくなるため、内部分析等を条件に、利用目的の変更が可能となり、漏えい等発生時の報告義務の対象外、開示・利用停止等の請求対応もされなくなります。個人情報を取得する際に、仮名加工情報に加工すること、その場合には個人情報ではなくなることから、前述の個人情報の規制がなくなること、具体的に説明することを義務付けしていただくよう要望します。

3 個人関連情報について

提供先において、個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けることに賛成します。

消費者は、個人関連情報がどのように利用されるか、どのような不利益が想定されるか、具体的にイメージできていません。

本人からの同意取得の際には、利用目的を具体的にイメージできるように説明するとともに、個人関連情報を取得して氏名等に紐づけて個人データとして利用することや、個人関連情報の項目や提供元がどこであるか等について情報提供し、理解を促進した上

で、明示的に同意取得するようにしてください。

4 越境移転について

同意の取得時に、移転先の第三者における個人データの取扱い等について、本人への情報提供の充実を求めること、移転元の事業者に対して、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めることに賛成します。

消費者は、日本の事業者を信用して個人情報を提供することに同意しますが、「法に基づき個人データの取扱いについて日本の個人情報取扱事業者に求められる措置と同等の措置を継続的に講ずるために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合」以外の、外国の第三者へ個人情報が越境移転されることなど想定していません。

越境移転の同意の取得には、消費者の理解を深めるために相当の情報提供をした上で、明示的な同意取得が必要です。移転先がどこの国であるか、移転先の外国における個人情報の保護に関する制度や、移転先の第三者による個人情報の取扱い等の状況の多様性、その結果の個人データのリスクについて、本人が容易に推測できるだけの情報提供をする必要があります。しかし、消費者は制度を詳しく説明されてもそのレベルを把握できません。個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度と比較してどの程度のレベルかどうかなど、情報提供の仕方については、ガイドライン等で具体的に示してください。

検討の際提案された、a 個人情報の保護に関する制度の有無、b 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての一定の指標の存在、c OECD プライバシー・ガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在、d その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在などの考慮要素に賛成します。

また、同意取得時に、移転先の外国が特定できない場合や、第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が困難な場合は、その旨及びその理由について情報提供を求めること、移転先の外国が特定できないとしても、移転先の外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（移転先の外国の範囲など）の情報提供ができる場合には、当該情報の提供を求めることについて、賛成します。

また、本人が移転先の第三者における自己の個人データの取扱状況について把握できるようにすることで、必要な場合に、本人が自己の権利利益を保護するための措置を講じられるようにするため、移転元の事業者に対して、本人の求めに応じて、「必要な措置に関する情報」の提供を求めることを可能とすることに賛成します。

検討の際に示された、移転先との委託契約や、委託契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、個人データの第三者提供の禁止

等を定めていること、移転先が所在する外国の名称などの提案に賛成します。

そして、重要なこととして、本人から情報を求めることができることをわかりやすい場所、方法で明示することを要望します。

5 法定公表事項について

AI、ビックデータの活用が推進され、デジタルプラットフォームの利用が拡大している状況において、個人情報の取扱いについて、消費者はより関心を持つ必要があります。現在、事業者の個人データの取扱いについて、本人がその内容を判断する材料は利用目的だけであるところ、目的の記載が具体的ではなく、真の同意を得ているとは言えないと考えます。利用目的は、できる限り具体的に特定することを要望します。

加えて、①個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、②保有個人データの処理の方法等、本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として追加することに賛成します。

検討の際に提案された具体例として、

- ・ 内部規律の整備（取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施している旨等）
- ・ 組織体制の整備（責任者を設置している旨及びその役職・任務等、漏えい等を把握した場合の報告連絡体制等）
- ・ 定期点検・監査（定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査の実施等）
- ・ 従業員の教育（定期的研修を実施している旨、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み周知している旨等）
- ・ 不正アクセス等の防止（外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入している旨等）
- ・ 外的環境の把握（外国で個人データを取り扱っている場合の外国の個人情報保護制度等）

などの情報提供をぜひ進めてください。

また、保有個人データの処理方法については、例えば、「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動、関心等の情報を分析する場合、本人がそういった分析が行われていることを把握していなければ、合理的に想定された目的の範囲を超えているとも考えられます。

検討の際に示された具体例のような、閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケースにおいて、「広告配信のために利用します」ではなく、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします」などの事項やを公表することで、消費者の理解が深まり、適切な判断が可能になると考えます。